

議案第 1 3 号

白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、池の上一丁目地区の地区整備計画を都市計画決定したため、条例の一部を改正するものです。

白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2池の上一丁目地区地区整備計画区域の表池の上一丁目地区の項建築物の用途の制限の目第4号を削り、同項容積率の最高限度の目、建蔽率の最高限度の目及び建築物の高さの最高限度の目を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号資料の1

○白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年条例第18号）新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
(略)			(略)		
池の上一丁目地区地区整備計画区域			池の上一丁目地区地区整備計画区域		
計画地区の 名称	制限		計画地区の 名称	制限	
	事項	内容		事項	内容
池の上一丁目地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(3) (略)	池の上一丁目地区	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(3) (略) (4) 前各号のほか、法別表第2(イ)項で規定した建築物以外の建築物
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		容積率の最高限度	10分の8
	(略)	(略)		建蔽率の最高限度	10分の4（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、10分の5）
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		建築物の高さの最高限度	10メートル
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

